（密輸対策管理官）

第三百六十七条の二　沖縄地区税関に、密輸対策管理官一人を置く。

２　密輸対策管理官は、命を受けて、第三百五十四条に掲げる事務を処理し、並びに上席監視官及び監視官の事務を総括する。

（上席監視官及び監視官）

第三百七十五条　沖縄地区税関に、上席監視官十七人以内及び監視官四十三人以内を置く。

［２・３　略］

（上席審査官及び審査官）

第三百七十六条　沖縄地区税関に、上席審査官四人以内及び審査官六人以内を置く。

［２・３　略］

（上席審理官及び審理官）

第三百七十九条　沖縄地区税関に、上席審理官三人以内及び審理官九人以内を置く。

［２・３　略］

（相互協議室並びに国際企画官及び国際企画調整官）

第四百六条　国際業務課に、相互協議室並びに国際企画官四人及び国際企画調整官一人を置く。

［２～５　略］

（資産評価企画官及び鑑定企画官）

第四百七条　課税部に、資産評価企画官及び鑑定企画官それぞれ一人を置く。

２　［略］

３　鑑定企画官は、命を受けて、次に掲げる事務を処理する。

一　課税部の所掌事務のうち分析、鑑定その他の技術的事項に係る企画及び立案に関すること。

二　遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）に基づく公表、指定、承認等、命令、確認、登録等、報告徴収及び立入検査等に関すること（酒類に係る場合に限る。）。

（輸出促進室）

第四百九条　酒税課に、輸出促進室を置く。

２　輸出促進室は、第三百九十七条第五号及び第六号に掲げる事務のうち、酒類の輸出の促進及び国際的な事項に関する事務をつかさどる。

３　輸出促進室に、室長を置く。

（国税実査官）

第四百十条　課税部及び徴収部を通じて国税実査官二百四十八人以内を置く。

２　［略］

（国際調査管理官）

第四百十一条　調査課に、国際調査管理官一人を置く。

２　国際調査管理官は、命を受けて、第四百二条各号に掲げる事務のうち海外取引（租税特別措置法第六十六条の四（国外関連者との取引に係る課税の特例）の規定の適用を受ける取引を含む。第四百五十二条第二項、第五百条第五項第二号、第五百三条及び第五百四条において同じ。）及び外国法人に係るものを処理する。

［条を加える。］

（上席監視官及び監視官）

第三百七十五条　沖縄地区税関に、上席監視官十六人以内及び監視官三十三人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席審査官及び審査官）

第三百七十六条　沖縄地区税関に、上席審査官三人以内及び審査官六人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席審理官及び審理官）

第三百七十九条　沖縄地区税関に、上席審理官二人及び審理官九人以内を置く。

［２・３　同上］

（相互協議室並びに国際企画官及び国際企画調整官）

第四百六条　国際業務課に、相互協議室並びに国際企画官三人及び国際企画調整官一人を置く。

［２～５　同上］

（資産評価企画官及び鑑定企画官）

第四百七条　課税部に、資産評価企画官及び鑑定企画官それぞれ一人を置く。

２　［同上］

３　鑑定企画官は、命を受けて、課税部の所掌事務のうち分析、鑑定その他の技術的事項に係る企画及び立案に当たる。

［号を加える。］

［号を加える。］

（酒税企画官）

第四百九条　酒税課に、酒税企画官一人を置く。

２　酒税企画官は、命を受けて、酒税課の所掌事務のうち重要な専門的事項についての企画及び立案に当たる。

（国税実査官）

第四百十条　課税部及び徴収部を通じて国税実査官二百四十人以内を置く。

２　［同上］

（国際調査管理官）

第四百十一条　調査課に、国際調査管理官一人を置く。

２　国際調査管理官は、命を受けて、第四百二条各号に掲げる事務のうち海外取引（租税特別措置法第六十六条の四（国外関連者との取引に係る課税の特例）の規定の適用を受ける取引（第四百五十二条第二項及び第五百四条第一項第一号において「移転価格取引」という。）を含む。第五百条第五項第二号及び第五百三条において同じ。）及び外国法人に係るものを処理する。